

平成26年 7月 9日

宗像市議会
議長 吉田 益美 様

総務常任委員会
委員長 杉下 啓恵

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を宗像市議会委員会条例第37条の規定により報告します。

記

第35号議案 宗像市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

本案は、非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部が改正されたことに伴い、退職報奨金の額を見直すものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

非常勤消防団員の退職報奨金の額は、国の基準と同額で、最上位役職と累計入団年数に応じて決定する。今回の改正で一律5万円増額する。

退職報奨金は、消防団員等公務災害補償等共済基金から全額賄われているが、その財源は、市が負担金として一人当たり年19,200円を支出して基金に積み立てている。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第36号議案 宗像市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について

本案は、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の配偶者が勤務等のため外国に滞在する場合において、当該滞在地で生活を共にするための休業制度が設けられたため、この休業に関する条例を制定するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

この制度は、配偶者の外国での勤務が6か月以上継続することが見込まれる場合に適用される。休業期間は、国の運用にあわせて上限を3年とし、その間は無給である。

【意見】

(賛成意見)

・宗像市も海外に拠点を作って、職員を派遣していくという見地から、この条例を活かして職員もさらにグローバル化に向けて頑張っていたくように要望する。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第 37 号議案 宗像市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

本案は、地方自治法の規定に基づき、新たに 3 つの附属機関を設置し、1 つを廃止、1 つの事務内容について文言を整理するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 宗像市公共施設アセットマネジメント推進計画策定審議会
 - ・国の方針、市の将来人口、財政見通し等を反映した上で、公共施設の数、延床面積等の今後のあり方についての適正化にかかる方針、維持管理、安全確保のために必要な処置、長寿命化をどのように図っていくのか、統合や廃止などをどのように進めていくのか等を審議し、アセットマネジメント推進計画を策定する。
 - ・土木・建築、行政経営の専門家、市民代表の 5 人程度の委員で組織し、今年度 5 回開催予定
 - ・橋梁や公園など長寿命化計画が策定されているものや道路などを含め、アセットマネジメント計画の対象になるのはすべての公共施設である。既存の 3 体育館については、廃止統合する方向で提案する予定である。
 - ・全庁的な取り組みであるため、庁内委員会を設置し、財源が確保できるか勘察しながら、各部署の横断的な調整を行った上で審議会に諮る予定である。学校の適正規模や校区の見直しについても内部で調整しながら、アセットマネジメントと並行して進めていく。

2 宗像市景観まちづくり検討委員会

平成 24 年度に設置し、景観に関する基本構想、景観計画、景観条例について調査審議してきたもので、今回提案している宗像市景観条例で景観審議会を新たに設置することとしているため、廃止するものである。

3 宗像市立学校位置及び通学区域審議会

通学区域の変更を伴わない学校位置の変更に関することについては、従来から当該審議会の担任する事務ではないため、名称を「宗像市立学校通学区域等審議会」に変更し、担任する事務の文言を整理するものである。

4 宗像市史編さん審議会

- ・旧宗像市、玄海町、大島村との合併 10 年を機に、新たに発見された歴史資料を盛り込んだ新宗像市の市史を編さんするため、その骨格や構成、具体的な巻の内容、全体期間、予算、電子化も含めたアウトプットの方法等、市史編さんの基本方針を審議する。
- ・知識経験を有する者 5 人、市民団体代表 2 人、公募による市民 1 人の 8 人の委員で組織し、今年度 3 回開催予定。
- ・具体的な調査収集執筆作業は市史編集委員会を設置して平成 27 年度から本格的に行う予定。

5 宗像市総合スポーツセンター整備審議会

- ・第 2 次スポーツ推進計画案の答申を受けて、現在ある 3 体育館を統合廃止して整備する総合スポーツセンター（仮称）の機能、規模、施設内容、設計、施設の管理運営のあり方等を審議する。
- ・スポーツや建築の専門家、公募による市民、教育委員会が必要と認めるものとして、スポーツ大会の実施者、施設管理の実務者など 8 人の委員で組織する。

- ・建設予定地は宗像ユリックス隣接地である。
- ・1年目は施設規模や構造などの基本構想・基本計画をまとめ、次のステップでは基本設計ができた段階でも、この審議会で意見を聞く予定である。
- ・アセットマネジメント推進計画と並行して審議する理由は、財政上有利な合併特例債を使える期限があるためである。

【意見】 (賛成意見)

- ・宗像市は歴史文化自然に恵まれたすばらしいまちである。市民が興味を持ち、誇りを持てるような市史の編集に向けて頑張っていたくことを要望する。
- ・アセットマネジメントは全国の自治体が抱える深刻な問題であり、審議会ですっかり検討すること。総合スポーツセンター整備審議会については、今後の市のスポーツ振興のあり方も含めて方向性を見いだせる審議会にすること。行政の隠れ蓑になるような審議会ではなく、市民にとって有意義に機能することを要望する。
- ・総合スポーツセンターは、市民も興味がある。既存の3体育館をそのまま使うと仮定した場合の改修等も含めた費用、総合スポーツセンターを建てた時の費用等を市民にわかりやすく情報提供する努力が必要。3館を廃止した場合、3館で行っていた市民の小規模な大会に支障が出るのではないかと不安が市民にはあるので、それらの不安を払しょくするような広報活動を要望する。
- ・学校や施設の統廃合に関しては、審議会だけでなく、慎重な審議を要望する。市史については、子どもたちが宗像の歴史を勉強できるように、学校の授業でも活用できるガイドブックの作成なども含めて協議することを要望する。

(反対意見)

- ・総合スポーツセンターの設置は行政全体の施策との整合性がない。アセットマネジメントの検討結果を踏まえた上で総合スポーツセンターの検討をスタートしても遅くはない。無理に合併特例債を使って市単独で整備するよりも、県営のスポーツ施設を誘致する方が大きなメリットがあり、そういう検討余地もあるのではないかと。総合スポーツセンターを整備することを前提とした審議会の設置に反対する。

【審査結果】

委員会は、賛成多数で原案のとおり可決した。

第38号議案 宗像市税条例等の一部を改正する条例について

本案は、地方税法の一部を改正する法律等の公布に伴い、条例を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 法人市民税率の引き下げ
地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部を国税化するため、法人市民税法人税割の税率を現行14.7%から12.1%に引き下げる。
- 2 軽自動車税の見直し
軽四輪車等及び小型特殊自動車の標準税率を1.25倍～1.5倍に引き上げる。新税率は平成27年度分から適用する。ただし、軽四輪車等は、平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けるものから新税

率が適用され、平成27年3月31日までに登録されたものは旧税率を適用する。

例)・四輪自家用軽乗用車

(現行)7,200円 (改正後)10,800円

・四輪自家用軽貨物車

(現行)4,000円 (改正後)5,000円

原動機付自転車及び二輪車の標準税率を約1.5倍～2倍に引き上げる。

例)原付(50cc以下)

(現行)1,000円 (改正後)2,000円

軽二輪(125cc超～250cc以下)

(現行)2,400円 (改正後)3,600円

最初の新規登録から14年を経過した軽四輪車等について、標準税率の概ね20%の重課税率を平成28年度分から適用

3 固定資産税等の特例措置

新築住宅に係る固定資産税の税額の減額措置を2年延長

耐震改修が行われた既存建築物に係る固定資産税の税額の減額措置を創設

公害防止施設・設備に係る固定資産税の特例措置等にわがまち特例(市が独自に税率を適用)を導入

【意見】

(反対意見)

・今回の改正は、国の税制改正によるものであるが、地方法人課税のあり方は地方にとってメリットはない。国レベルでは法人税減税の方針があるなかで、直接市民生活に関わる軽自動車や原動機付自転車等の税率を上げることには問題がある。

【審査結果】

委員会は、賛成多数で原案のとおり可決した。